

国際大会への選手団派遣規程

第1条（目的）

この規程は、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「本協会」という）が、国際パワーリフティング連盟（以下「IPF」という）又はアジアパワーリフティング連盟（以下「APF」という）が、主催又は公認するパワーリフティング選手権大会及びベンチプレス選手権大会（以下「国際大会」という）に派遣する日本代表選手団（以下「選手団」という）に関する事項を定めるものである。

第2条（選手団の編成等）

- 1 選手団は、第4条により選考される競技者の他、団長（監督）、副団長（監督補佐）、コーチ、帯同審判員等の役員（以下「選手団役員」という）により編成する。
- 2 競技者を除き、前項で定める選手団役員は、国際委員会が選出（ただし、帯同審判員については技術委員会の決定に基づく）し、理事会の承認を得なければならない。この場合、別途定める選考基準に従うものとする。
- 3 第1項に定める選手団役員その他、国際大会の事情に応じて、国際委員会の推薦に基づく理事会の承認により、必要な者を選手団に加えることができる。
- 4 本協会は、前二項に基づいて承認した選手団役員に委嘱状を発行する。
- 5 選手団役員の担当任務は次のとおりとする。
 - （1）団長は、国際委員会と連携して、選手団の渡航手続き等の派遣事務全般を統括し、出発前においては、選手団に対して別途定める海外派遣に関する諸注意事項について周知徹底を図り、国際大会の開催地においては、対外折衝窓口を担当するとともに、IPF及びAPFが主催する国際会議に出席し、併せて国際親善と友好に努めるものとし、帰国後は、速やかに大会の結果を国際委員会に報告しなければならない。
 - （2）副団長は、必要に応じて選任されるものとし、選任された場合は団長を補佐し、会計事務、庶務的事項等、その業務を分担するとともに、団長が欠けた場合は、その業務を代行する。
 - （3）コーチは、必要に応じて選任されるものとし、国際大会での競技者の支援を担当するとともに、副団長が選任されない場合は、団長を補佐するものとし、団長及び副団長が欠けた場合は、その業務を代行する。
 - （4）帯同審判員は、国際審判員の資格を有する者であることを必須とし、必要に応じて選任された場合には、有資格者として国際大会の運営に協力するとともに、競技者の支援を担当する。
- 6 選手団は、日本に帰国したときに解散するものとする。

第3条（選手団等の行動規範）

- 1 選手団は特別の場合を除き、出国から帰国までの間、以下に定める行動規範に従わなければならない。
 - （1）法令、本協会が定めた規程類に従うこと
 - （2）ドーピングや違法薬物を使用しないこと
 - （3）満20歳に満たない者は飲酒喫煙をしないこと

- (4) 賭博行為、賭博場への出入りをしないこと
 - (5) 人種、性別、性的嗜好、性自認、信条、思想、宗教、身体的特徴等によって、差別を行わないこと
 - (6) パワーハラスメント及びセクシャルハラスメントを含むハラスメント行為をしないこと
 - (7) 選手団の活動を通じて知り得た秘密情報（本協会に関する情報やスポンサー企業活動に関する情報、他の選手の個人情報等）を、本協会の書面による事前の許可なく第三者に対して、開示、漏えい又は公表しないこと
 - (8) 団長や旅行会社、本協会役員と必要なメール電話等、適宜コミュニケーションをとること
 - (9) 日本選手団の一員としてメンバーのセコンド業務に携わる等、団長の指示に従うこと
 - (10) 約束の時間を厳守すること
 - (11) 国際大会派遣時の服装は日本代表にふさわしい清潔感のある服装を心掛けること
 - (12) 選手団は、大会の開・閉会式並びに表彰式等の式典及び競技中においては、本協会が別途指定するユニフォームを着用するものとする
 - (13) 指定された就寝時刻以降に他者の部屋を訪問しないこと
 - (14) 団長の承認なく宿泊施設から出ないこと
 - (15) その他、選手団の秩序や風紀を乱すような行為をしないこと
 - (16) その他、本協会及び本協会の選手団役員並びに、他の選手や本協会のスポンサー等の名誉、信用、品位又は価値が毀損する一切の行為をしないこと
- 2 競技者の知人、友人その他の個人的な関係にある者（第5条第3項に定める引率責任者を除く）の同行は、国際委員会の承認を要する。国際委員会は、当該者の同行が、選手団全体の統制若しくは風紀維持に支障をきたすと判断した場合には、その承認を行わず、又は既に行った承認を取り消すことができる。同行が認められた者は、選手団役員の指示に従わなければならない。
- 3 選手団役員が、第1項の規定に反して規律を乱す行為、国際親善と友好に反する行為その他の不適切な行為によって問題を起こした場合、選手団役員から除外することができる。本協会が定める競技者等に関する倫理規程に従い処分を行うことができる。
- 4 第3条第2項に定める同行を認められた付き添い者が、第1項の規定に反して規律を乱す行為、国際親善と友好に反する行為その他の不適切な行為によって問題を起こした場合、国際委員会は、第2条第2項による承認を取り消すことができる。

第4条（競技者の選考）

- 1 国際大会に派遣する競技者の選考は、別途定める国際大会派遣選手選考規程及び国際大会派遣選手選考に関する通達等に基づいて行う。
- 2 前項の国際大会派遣選手選考に関する通達等は、技術委員会が毎年末に理事会の承認を得て、翌年1月1日付けで公表するものとする。

第5条（派遣の条件等）

- 1 国際大会に選手団を派遣する際の旅行会社は、本協会が別途指定する旅行会社を使用

するものとする。

- 2 選手団は、国際大会への派遣に伴う出国前に、本協会が別途指定する海外旅行保険に加入しなければならない。
- 3 未成年者又は高校生は、親権者、未成年後見人、又はこれらから当該選手の監督・引率について正当な権限を委ねられた成人（親族、所属団体の指導者等を含む。以下「引率責任者」という）を帯同させなければならない。ただし、18歳以上の高校生については、本協会が参加形態等に照らして帯同の要否を判断し、免除する場合は対象者へ別途書面又は電磁的方法により通知するものとする。
- 4 引率責任者は、選手団役員の指示及び本規程に従うものとする。なお、当該引率責任者につき、別途第3条第2項の承認を得ることは要しない。
- 5 引率責任者は、派遣期間中、親権者又は未成年後見人に代わり、当該選手の安全確保、健康管理、及び生活指導について一切の責任を負うものとし、具体的に以下の任務を遂行しなければならない。
 - (1) 第3条第1項に定める行動規範を選手に遵守させること
 - (2) 団長等の選手団役員と密に連絡を取り、指示を遅滞なく選手に伝達すること
 - (3) 競技会場、宿泊施設、及び移動中における選手の負傷、発病、又は不測の事態に対し、親権者又は未成年後見人に代わって迅速かつ適切に対応すること
 - (4) その他、日本代表選手としての品位を損なう行為を未然に防止するための適切な監督を行うこと
- 6 選手団の構成員は、本規程第3条に定める行動規範を遵守する旨の誓約書を、指定する期日までに本協会に提出しなければならない。

第6条（申込金及び諸経費の納入等）

- 1 前条により選考された競技者は、国際委員会が指示する所定の期日までに指定された納入先へ必要な申込金及び以下の諸経費を納入しなければならない。
 - (1) ユニフォーム負担金
 - (2) 旅行会社へ委託する国内交通費及び宿泊費
 - (3) 旅行会社へ委託する国外交通費及び宿泊費
 - (4) 渡航保険
- 2 申込金の額は別途定めるものとし、諸経費については、本協会が指定する旅行会社等から別途提示される金額を納入するものとする。
- 3 競技者が、必要な申込金及び諸経費を第1項に定める所定の期日までに指定された納入先へ納入しない場合、理事会の決議により、選手団の編成メンバーから除外することができる。
- 4 納入された申込金は、理由の如何に関わらず、返金等の措置を一切行わない。
- 5 納入された諸経費の返金等の措置は旅行会社等の定めによるものとする。

第7条（選手団役員への派遣費等の支給）

- 1 本協会は、選手団役員に派遣費その他の必要な経費（以下「選手団役員への派遣費等」という）を支給することができる。
- 2 選手団役員への派遣費等の支給額、支給条件等は、以下の通りとする。
 - (1) 国際審判員の派遣費用は1大会あたり15万円とする。
 - (2) 団長の派遣費用は1大会あたり15万円とする。

(3) 副団長の派遣費用は1大会あたり5万円とする。

3 選手団役員への派遣費等の支給は、派遣報告書の提出後2週間以内に支払うものとする。

第8条（競技者への派遣費等の支給）

1 本協会は、選手団の競技者に派遣費その他の必要な経費（以下「競技者への派遣費等」という）を支給することができる。

2 前項の競技者への派遣費等の支給額、支給条件等は、別途定めるものとする。

第9条（補助金等を受ける場合の特例）

1 第7条及び第8条の派遣費等の支給について、国、地方公共団体、その他団体から補助金、助成金等の交付を受けて事業を実施する場合、当該事業に関わる派遣費は、別に定める「助成金等交付事業に関わる旅費及び諸謝金規程」に従うものとする。

第10条（国際会議等への出席）

1 国際大会の開催時期に合わせてIPF、APF等が国際会議（以下「国際会議等」という）を開催する場合、第2条第5項第1号の規定により団長が出席する。但し、団長に支障が生じた場合、副団長が代わりに出席するものとする。なお、副団長の選任がない場合又は副団長に支障が生じた場合は、コーチ等の選手団役員がその任を代行するものとする。

2 前項の規定に基づいて団長が出席する国際会議等において、本協会として議案提起をする場合、その議案内容について国際会議等の開催前に、理事会の承認を得なければならない。このとき、理事会は、国際委員会の他、議案内容により関係する専門委員会と協議することができる。

3 団長は、国際会議等において本協会又は日本人選手に影響を及ぼす議題が提起されると予測される場合又は採決が行われると予測される場合には、速やかに理事会及び国際委員会の他、関係する専門委員会に概況に関する連絡又は報告を行い、理事会からの指示に従い対応しなければならない。

4 前項において、理事会、国際委員会及び関係する専門委員会への連絡又は報告ができない場合、自らの判断で適切に対応することができるものとし、国際会議等の終了後、直ちに自らが行った対応及びその結果について国際委員会を通じて理事会に連絡又は報告し、理事会からの指示に従わなければならない。

5 団長は、国際会議等の終了後、会議の内容及び結果を文書により国際委員会を通じて理事会に報告するものとし、理事会は遅滞なく関係する専門委員会に連絡する。

6 団長は、「国際的パワーリフティング団体の役員・スタッフ推薦に関する規程」に基づいて選任された日本代表役員又は国際委員会の委員（委員長を含む）が国際会議に出席する場合、議案提起、本協会との連絡等の業務担当について協議を行うとともに、連携して対応するものとする。

第11条（選手団派遣の中止等）

1 本協会は、選手団の派遣先である国又は地域における危険情報又は感染症危険情報（「外務省の海外安全情報に基づく海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）」で発表されるものをいう。以下同じ）がレベル4である場合、原則として、選

手団の派遣を中止する。

- 2 本協会は、選手団を派遣先である国又は地域へ派遣した後、天災、戦争、内乱、流行病その他の事由の発生により、当該国又は地域における危険情報又は感染症危険情報がレベル4になった場合、選手団に対して即時の帰国を指示し、選手団は、かかる指示に従うものとする。

第12条（協議事項）

この規程に明記のない事項又は疑義のある事項については、理事会にて協議の上、解決を図るものとする。

第13条（規程の改廃）

この規程の改廃は理事会で決議する。

<附則>

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この規程は平成26年2月22日に改訂し、同日から施行する。
- 3 この規程は平成27年8月10日に改訂し、同日から施行する。
- 4 この規程は平成28年6月1日に改訂し、同日から施行する。
- 5 この規程は平成31年3月9日に改訂し、同日から施行する。
- 6 この規程は、令和4年5月16日に改訂し、同日から施行する。
- 7 この規程は、令和5年8月24日に改訂し、同日から施行する。
- 8 この規程は、令和7年3月21日に改訂し、同日から施行する。
- 9 この規程は、令和8年3月10日に改訂し、同日から施行する。